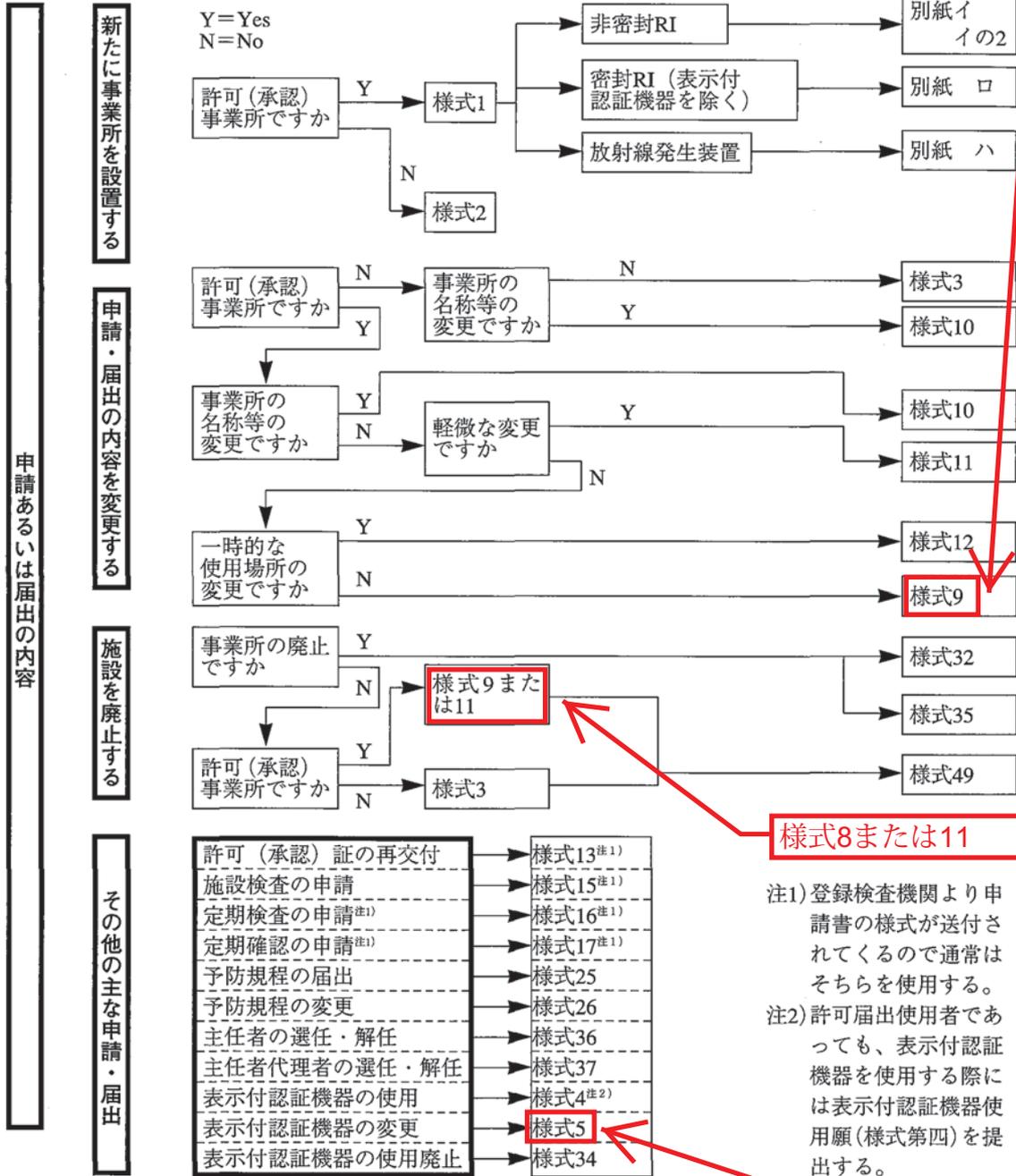


様式8

4.2 文部科学省への申請書等の作成



枠中の別紙イ～ハは様式第1に付ける別紙様式を示す。様式9および11でも同様。

様式4

4. 使用の許可（承認）申請と届出の手続き

大学等で必要な申請書類・届出書類は左頁のように、場合に応じてさまざま
らについては、それぞれ障害防止法による定めがある。

なお、申請書や届等の書式については、施行規則に各様式が記載されている。

放射性同位元素・放射線発生装置の使用許可申請書	様式第一
放射性同位元素の使用届	様式第二
届出使用に係る変更届	様式第三
表示付認証機器使用届	様式第四
表示付認証機器使用変更届	様式第五
許可使用に係る変更許可申請書	様式第九
許可使用・届出使用に係る氏名等の変更届	様式第十
許可使用に関する軽微な変更に係る変更届	様式第十一
許可使用に係る使用の場所の一時的変更届	様式第十二
許可使用に係る許可証再交付申請書	様式第十三
施設検査申請書	様式第十五
定期検査申請書	様式第十六
定期確認申請書	様式第十七
放射線障害予防規程届	様式第二十五
放射線障害予防規程変更届	様式第二十六
使用廃止届（表示付認証機器届出使用者を除く。）	様式第三十二
許可届出使用者死亡・解散届	様式第三十三
表示付認証機器使用廃止届	様式第三十四
許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書	様式第三十五
放射線取扱主任者選任・解任届	様式第三十六
放射線取扱主任者の代理者選任・解任届	様式第三十七
放射線施設の廃止に伴う措置の報告書	様式第四十九
放射線管理状況報告書（許可届出使用者）	様式第五十

放射性同位元素の
使用変更届

表示付認証機器使
用・使用変更届

(削除)

様式第八

申請書等の提出先

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室

(ただし施設検査・定期検査・定期確認申請を除く)

〒100-8959 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号（平成19年12月まで）

(Tel 03-6734-4043, Fax 03-6734-4048)

〒110-8959 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号（平成20年1月から）

(Tel 03-5253-4111(代))

* 茨城県では水戸原子力事務所あて：〒310-0054 茨城県水戸市愛宕町4-1 (Tel 029-224-3830)

ただし、表示付認証機器関係のものは除く。

原子力安全技術センター検査・確認グループ（施設検査・定期検査・定期確認）

〒112-8604 東京都文京区白山5丁目1番3号101東京富山会館

(Tel 03-3814-7301, Fax 03-3814-4617)

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/lawlist/

TEL：03-3509-6131

最近の文部科学省（旧科学技術庁）からの通知文書等は文部科学省-原子力・放射線の安全確保 ホームページ（<http://www.nucmext.jp/lawlist/index.html>）に掲載されています。また、（社）日本アイソトープ協会発行の法令集の巻末にも掲載されています。

放射線安全講習会のテキスト及び配布資料については（財）原子力安全技術センターで購入可能ですが、在庫があるかどうかを問い合わせして下さい。

4Q8

放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用ECD）には、表示付と表示付でないものがありますが、どこに違いがあるのですか。
表示付の利点は何ですか。

4A8

装置の性能としては、表示付と表示付でないものに差はありません。

ガスクロマトグラフ用表示付ECD（以下、表示付ECDという。）は表示付認証機器であり、簡易な届出で使用することができます。（使用開始後30日以内）

許可届出使用者が新たに表示付ECDを使用する際には、表示付認証機器届出使用者として届出の必要があり、許可番号または届出番号の他に新たに表示付認証機器届出使用者としての番号が付与されます。

使用の際の手続きは変更申請や軽微変更届ではないので注意が必要です。

以下に、表示付ECDのみを使用する際の利点を記します。

- 放射線取扱主任者の選任が不要
- 使用する場所の測定等が不要

4Q9

密封線源の使用を廃止しようと考えていますが、線源の廃棄、文部科学省への手続き等はどのような時期、手順で行えばよいのですか。

4A9

密封線源の使用を廃止する場合には、次の場合が考えられます。

- 1 線源を譲渡して、事業所を廃止する場合。
- 2 線源を譲渡して、関連する使用・貯蔵施設を廃止する場合。
- 3 線源のみを譲渡して、放射線施設は廃止しない場合。

線源の措置としていずれの場合も、（社）日本アイソトープ協会か同一の密封線源の使用が認められている他の事業所に譲渡する方法をとります。

よく誤解されていますが、一般の施設では密封線源の廃棄は行えないこととなっており、申請書類等にも「廃棄は行わない。」と記載してあるはずですが。行為として（社）日本アイソトープ協会に引き渡すため非密封放射性同位元素の廃棄（（社）日本アイソトープ協会に引き渡す委託廃棄）と同一に扱われがちですが、密封線源の場合は「使用・保管していた線源」を譲渡（払出し）することになります。線源譲渡の際には、法令の規定にあるように、

明されている線源を用いて測定を実施する日の1年以内に校正されたものを使用すること。

したがって、少なくともこの条件を満たした実測でなければなりません。現在、管理区域での測定に関して「空間線量測定マニュアル」（日本保健物理学会 編集、（社）日本アイソトープ協会 発行、2002年1月）が出版されていますので、それを参照して下さい。

ただし、実測値が計算値と大きく異なった場合には、変更申請の書類にはその理由を明記することが必要になるかもしれません。あるいは、実測値の信頼性について規制当局から説明を要求される場合があるかもしれません。

4Q12 申請書等の様式はワープロなどで作成したものでもよいと聞いていますが、どの程度のものまで許されますか。字体、拡大文字、略字など、また様式として欄外の注釈まできちんと再現しておく必要がありますか。とくにその頁の様式に納まらないときなど、頁数などパターンが変わってよいのですか。

4A12 申請・届出の様式は、ワープロで作成して構いません。欄内の文字は一字でも異なれば同一の書類と見なされないため、略字（「放射性同位元素」を「RI」）やかな表記を漢字表記（「しゃへい」を「遮蔽」）等は認められませんが、字体、字の大きさは問われません。また、（社）日本アイソトープ協会から出版されている法令集に載っている様式はページの関係上、たとえば様式第一中別紙様式イであれば6ページに分割されていますが、どの欄でページ換えをしても構いません。また、欄外の注は記載しなくてもよいこととなっています。

申請書等の様式は、文部科学省・原子力・放射線の安全確保 ホームページ (<http://www.nucmext.jp/>) および（社）日本アイソトープ協会のホームページ (<http://www.jriaso.jp/index.cfm/1.html>) よりダウンロードすることが可能ですので利用するとよいでしょう。ただし、国立機関及び国立大学法人等は「許可」を「承認」に書き換える必要があるので注意して下さい。

この様式は前述の「大学等における申請書等の作成マニュアル」にも附録としてCDに収録されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/

4Q13 許可（承認）申請で使用の目的に「がんの治療」と記入しました。それ以外に使用できないのですか。

4A13 広範囲の目的を書く。

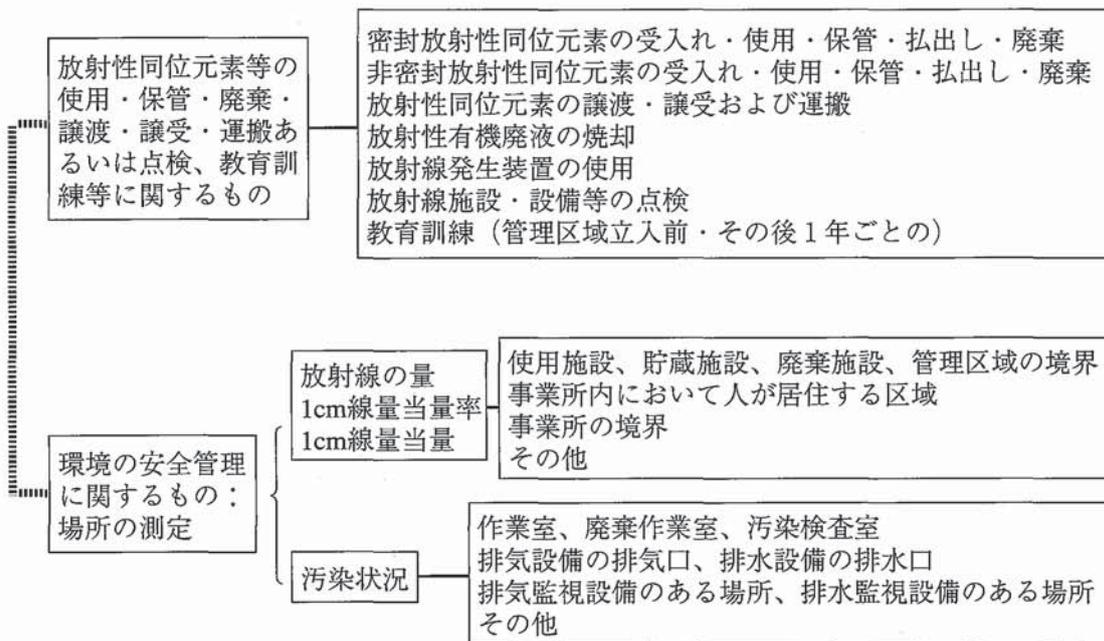
申請の際には、そのとき使用する目的のみを考えて具体的な目的を記載してしまうことがありますが、申請時に記載した目的以外の目的で使用することはできません。

そのようなことのないよう、申請の際は使用の目的を「診断、治療のため」、「生化学に関

毎年3月31日

13.2 帳簿類の保存

1年ごとに帳簿類を閉鎖・保存期間5年間



永久保存*

* 該当者が所属期間の放射線業務従事者でなくなった場合、5年保存の後、文部科学大臣が定める機関（＝（財）放射線影響協会）に引き渡すことができる。

健康診断の記録

個人の被ばくの記録

13.3 Q & A

(1) 作成と評価

13Q1

放射線使用施設では、どのような帳簿を作成し、保存しなければならないのですか。

13A1

法令で規定されている帳簿・記録等は次に示すとおりです。

(1) 受入れ・払出し

- イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日
- ハ 受入れ先又は払出し先

相手方の氏名又は名称

(2) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射線発生装置の種類
- ハ 使用の年月日、目的、方法及び場所
- ニ 使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量（表示付放射性同位元素装備機器にあっては、当該機器の名称及び機構確認の番号）
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

の氏名又は名称

(4) 運搬

- イ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日
- ロ 運搬の方法
- ハ 荷受人又は荷送人および運搬を委託された者の氏名又は名称
- ニ 運搬に従事する者の氏名

運搬に従事する者の氏名
又は運搬の委託先の氏名
若しくは名称

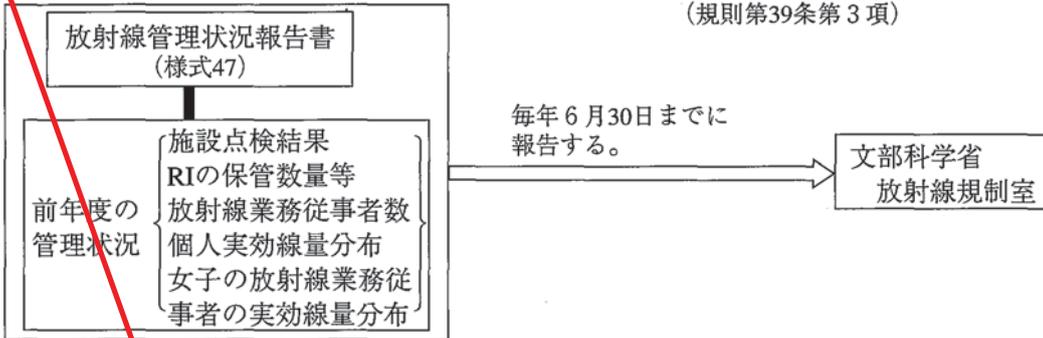
(5) 廃棄

- イ 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(連絡員の氏名・連絡先等は、平成23年4月以降提出分より、様式内に記入するようになった)

15.2 放射線管理状況報告書

放射線管理状況報告書の提出 — すべての事業所が提出しなければならない。
(規則第39条第3項)



放射線管理状況報告書作成上の留意点

- ① 報告内容は提出する前年度の4月1日から3月31日までの期間について記載。
- ② 報告書は様式50を用い、用紙の大きさは日本工業規格A4とし、文部科学省への提出部数は1部。
- ③ 欄内に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」とし、別紙を添付。
- ④ 該当しない項目は、斜線を引く。
- ⑤ **欄外下部に連絡員の氏名、連絡先を記入。**

放射線管理状況報告書記載上の留意点

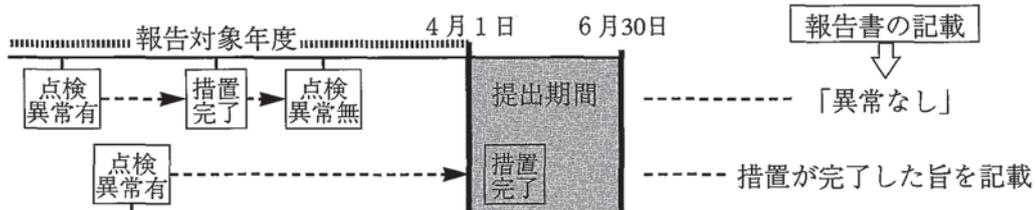
施設等の点検の実施状況	実施回数	1回	直近の実施年月日	平成〇〇年3月10日
	記載例	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容		
			「なし」又は「異常なし」と記載 (点検は「別紙Iのとおり」と記載)	

施設等の点検の実施状況の記載例 (別紙I)

施設(室)名	点検項目	結果	講じ、又は講ずる予定の補修等の内容
RI研究施設 A実験室	壁、床等の表面状態	長さ50cmにわたり亀裂が生じていた。	平成〇年〇月〇日に、補修を行い、同日完成した。

[補修が行えなかった場合は、応急措置、予算措置等を講じている旨を記載する。]

施設(室)名	点検項目	結果	講じ、又は講ずる予定の補修等の内容
RI研究施設 A実験室	壁、床等の表面状態	長さ50cmにわたり亀裂が生じていた。	平成〇年〇月〇日に、ビニールシートを貼り、応急措置をした。現在補修をするよう予算措置をしている。



報告対象年度に使用開始していない事業所であっても、当該年度中に許可（承認）された事業所であれば「放射線管理状況報告書」を提出する（施設点検等該当する欄を記入する）。

記入方法及び注意点については、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について」文部科学省科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室 事務連絡（平成17年6月）別添3 放射線障害予防規程等の作成にあたっての留意点について、ならびに下記の作成上の留意点および記入上の注意を参考にする。

郵送で提出する場合は、6月30日までに文部科学省に届くようにする。

報告書内容に確認の必要がある場合は、放射線規制室担当官から連絡があるため、連絡先を記載しておく。

○「施設等の点検の実施状況」はすべての事業所が記載すること。

○「実施回数」は点検するすべての項目の完了をもって1回と数える。

すなわち、点検する項目によって12回/年、4回/年、1回/年と異なる場合は、最も回数の少ないものを記載する。この場合は「1回」となる。

○「直近の実施年月日」は当該年度の最後に実施した年月日を記載する。実施日が数日にわたる場合は最終日を記載する。

○「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」の欄には補修等の必要が1項目もなかった場合——「なし」と記載する。

点検の結果に異常が認められた場合は、**補修が完了した日**等を記載する。

ただし、年度内の次の点検までに措置し、点検時に異常のないことが確認できれば、その項目については「異常なし」と報告してよい。

措置の開始年月日及び完了年月日

どの施設（室）について、何の点検で、結果がどうであったか、どのような措置をいつ講じたかを明記する。

補修等の措置を講ずることができず、予算措置を行っている場合は、応急措置、当該施設（室）における放射性同位元素の使用停止等の措置を併記しておくこと。

また、排水管、貯留槽の亀裂等の異常については汚染の有無も合わせて記載しておくこと。

ただし、報告対象年度に実施した点検において異常があり、補修が提出期限までに完了した場合は、その旨をこの欄に記載する。

上記の場合を除いて、報告書には原則として対象年度の内容を記載すればよい。

放射性同位元素の保管の状況

記載例1 密封されていない放射性同位元素の保管の状況

[1] 施設全体で使用数量を規定している場合（内数としている場合も同様）

A 密封されていない放射性同位元素

【実際の許可証の形式・使用の場所】

使用数量等（密封されていない放射性同位元素）

A-1-1

番号	核種	年間使用数量	3月間使用数量	1日最大使用数量	使用の目的	使用の場所	備考
①	^{32}P	18.500GBq	5.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	
②	^{32}P	3.700GBq	1.000GBq	37.000MBq	使用1	場所2	
3	^{35}S	18.500GBq	5.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	
4	^{35}S	3.700GBq	1.000GBq	37.000MBq	使用1	場所2	
5	^3H	37.000GBq	10.000GBq	370.000MBq	使用1	場所1	
6	^3H	3.700GBq	1.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	気体
7	^3H	3.700GBq	1.000GBq	370.000MBq	使用1	場所2	

使用場所の略称

場所1 : RI実験室A、RI実験室B、RI実験室C
 場所2 : 測定室、暗室

使用目的の略称

使用1 : 生化学に関する研究

場所2における使用数量は場所1における使用数量の内数とする。

番号6の ^3H は番号5の ^3H の内数とする。

同じ核種に2つ以上番号がある場合、報告書には後の番号は使用しない。最も若い番号を記載する。

【報告書】記載例

同じ核種でも種類が異なる場合
 (固体・液体・気体)は分けて記載する。

○許可(承認)証に番号が記載されている場合

種類(注5*)	A-1-1、① ^{32}P	A-1-1、3 ^{35}S	A-1-1、5 ^3H (固体・液体)	A-1-1、6 ^3H (気体)

* (規則第39条第3項様式第50の「注5」にあるように、核種の番号を記載する。)

○許可(承認)証に番号が記載されていない場合は、 ^{32}P 、 ^{35}S などと記載する。

複数の貯蔵施設を有する場合で各々に貯蔵施設の貯蔵能力が定められている場合には、各々の貯蔵施設ごとに記載する。

種類

- a. 原則として許可（承認）証に記載されている番号と種類を記載する。
- b. 番号が記載されていない場合は、種類のみを記載する。
- c. 1つの核種に複数の番号が記載されている場合は最も若い番号を記載する。
- d. 許可されている核種はすべて記載する。所持していない核種は「0」を記載する。

減衰補正の有無

記録上、減衰計算を行っている場合は「有」と記載する。

受入数量

貯蔵施設への受入れ数量を記載する。

払出数量

貯蔵施設からの払出し数量を記載する。

保管数量

期末（3月31日）における保管数量を記載する。

（平成23年4月以降提出の様式）

期首在庫

前年度の期末における保管数量を記載する。

受入等数量

期中において受け入れた数量の合計を記載する。

払出等数量

期中において払い出した数量および使用した数量の合計を記載する。期中において減衰補正を行った場合には、減衰補正により減少した数量を加える。

期末在庫

「期首在庫」 + 「受入等数量」 - 「払出等数量」 = 「期末在庫」となることを確認する。

【実際の許可証の形式・使用の場所】

使用数量等（密封されていない放射性同位元素）

A-1-1

番号	核種	年間使用数量	3月間使用数量	1日最大使用数量	使用の目的	使用の場所	備考
①	^{32}P	18.500GBq	5.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	
②	^{32}P	3.700GBq	1.000GBq	37.000MBq	使用1	場所2	
3	^{35}S	18.500GBq	5.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	
4	^{35}S	3.700GBq	1.000GBq	37.000MBq	使用1	場所2	
5	^3H	37.000GBq	10.000GBq	370.000MBq	使用1	場所1	
6	^3H	3.700GBq	1.000GBq	185.000MBq	使用1	場所1	気体
7	^3H	3.700GBq	1.000GBq	370.000MBq	使用1	場所2	

使用場所の略称

場所1	: RI実験室A、RI実験室B、RI実験室C
場所2	: 測定室、暗室

使用目的の略称

使用1	: 生化学に関する研究
-----	-------------

室ごとに使用数量を規定している場合は、該当する番号を全て記載する。

【報告書】記載例

○許可(承認)証に番号が記載されている場合

種類 (注5*)	A-1-1、①、② ^{32}P	A-1-1、③、④ ^{35}S	A-1-1、⑤、⑦ ^3H (固体・液体)	A-1-1、⑥ ^3H (気体)

* (規則第39条第3項様式第50の「注5」にあるように、核種の番号を記載する。)

(平成23年4月以降の様式)
注6

種類及び数量

- a. 種類は「密封されていない放射性同位元素」と同じ。ただし、届出使用の場合は核種で記載する。
- b. 丸数字（耐火性の容器に保管することを示す）と通常の数値を区別して記載する。
- c. 数量は期末時の数量ではなく、許可（承認）または届出を受けた数量を記載する。
- d. 未購入の線源についても記載する。

受入個数

貯蔵施設への受入れ個数を記載する。

払出個数

貯蔵施設からの払出し個数を記載する。

保管個数

期末（3月31日）における保管個数を記載する。

貯蔵施設ごとに記載しなくてよい。

所持している線源の確認は確実に実施しておくこと。

密封線源を管理する際には、種類、数量の他に許可（承認）証の番号、購入年月日、線源番号等を記載しておくことが望ましい。

（平成23年4月以降の様式）

期首在庫

前年度の期末における保管数量を記載する。年度をまたがって使用中の物を含める。

受入等個数

期中において受け入れた数量の合計を記載する。

払出等個数

期中において払い出した個数、廃棄した個数その他保管を終了した個数の合計を記載する。

数量の変更により増減した個数

減衰補正のため数量を変更する申請又は届出を行った場合には、変更前の数量の欄に当該数量でなくなった個数を負の値で、変更後の数量の欄に当該数量となった個数を正の値でそれぞれ記載する。

期末在庫

「期首在庫」＋「受入等数量」－「払出等数量」＝「期末在庫」となることを確認する。年度をまたがって使用中の物を含める。